

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和3年12月01日	令和3年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その2)	61,490,000		61,490,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
002	令和3年12月22日	令和3年度京都市南部クリーンセンター電気設備点検整備委託	11,902,000		11,902,000	環境政策局南部クリーンセンター工場課	エネサーブ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品	無		
003	令和3年04月22日	令和3年度京都市東北部クリーンセンター1号炉ボイラ水管整備委託	302,500,000		302,500,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
004	令和4年02月28日	令和3年度京都市東北部クリーンセンター2号炉ボイラ水管整備委託	69,300,000		69,300,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
005	令和4年02月15日	令和3年度京都市東北部クリーンセンター空気圧縮機設備点検整備委託	7,710,164		7,710,164	環境政策局東北部クリーンセンター	株式会社扶洋	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品	無		
006	令和3年10月29日	令和3年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託(その2)	66,000,000		66,000,000	環境政策局北部クリーンセンター	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
007	令和3年11月01日	令和3年度京都市東部山間埋立処分地浸出水処理施設点検整備委託	42,350,000		42,350,000	環境政策局埋立事業管理事務所	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年12月1日
- 4 履行期間
令和3年12月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
61,490,000円
- 7 契約内容
北部資源リサイクルセンタープラント設備の性能維持を目的に、プラント機器についての定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下「資源ごみ」という。）を受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。
本施設のプラント設備は、プラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。
そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋・除袋機、風力比重差選別機、びんカレット色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカー独自技術が必要となる。
また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術

情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。

再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

以上の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーと随意契約を締結する。

ただし、当該設備の設計、施工プラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市南部クリーンセンター電気設備点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日
令和3年12月22日
- 4 履行期間
令和3年12月23日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
滋賀県大津市月輪2丁目19番6号
エネサーブ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,902,000円
- 7 契約内容
京都市南部クリーンセンター電気設備の点検整備，試運転調整，法定検査等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和3年度分の入札を令和3年12月3日から12月7日まで実施したが，応札者が1者のみであり，その1者の応札価格が予定価格を超過しており，入札不調となった。応札のあった1者に見積依頼を行ったところ，見積書の提出を受けたが，予定価格を超えていたため，価格交渉を行った結果，競争入札における予定価格の範囲内による見積書の提出を受けた。
以上のことから，地方自治法施行令167条の2第1項第8号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン6）により，エネサーブ株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度京都市東北部クリーンセンター1号炉ボイラ水管整備委託

2 担当所属名

環境政策局東北部クリーンセンター

3 契約締結日

令和3年4月22日

4 履行期間

令和3年4月23日から令和3年8月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）

302,500,000円

7 契約内容

本件は、大規模改修工事中の1号炉ボイラ水管（大規模改修工事範囲外）に不具合が見つかったため、整備を行うための委託である。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

東北部クリーンセンターのプラント設備は、川崎重工業株式会社の設計・施工により、各法令等を遵守し安定してごみの処理ができるよう性能発注し、設計・施工された総合プラントである。

本整備は、焼却炉の廃熱ボイラを構成するボイラ水管の補修及び交換を実施するものである。

ボイラ設備は、焼却炉におけるごみの焼却余熱で高温、高圧の蒸気を発生させる設備であり、点検、調整、修理等を行うためには、ボイラ設備の構造、性能、ごみの焼却により発生する熱量及びその制御について正確な知識を必要とするほか、ボイラの水管の肉厚の安全基準など、製造業者が独自に蓄積し、他に公開されていない技術知見が必要不可欠である。

本施設の機器や制御システムの設計及び構成は、プラント建設メーカーのノウハウに基づいた独自技術を用いており、その情報等は公開されていない。

本整備を実施するに当たっては、構成部品の規格、寸法等の情報を保持し、交換・補修する技術を有していることが必要である。

以上の理由により、これらの必要条件を全て満たす者は、設計・施工を行ったプラント建設メーカーの川崎重工業株式会社の1者のみであるため、地方自治法施行令167条の2

第1 項第2 号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-（1）-イ-（イ））により、随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8 項「随意契約の理由」に同じ

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市東北部クリーンセンター2号炉ボイラ水管整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和4年2月28日
- 4 履行期間
令和4年3月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
69,300,000円
- 7 契約内容
本件は、大規模改修工事中の2号炉ボイラ水管（大規模改修工事範囲外）に不具合が見つかったため、整備を行うための委託である。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
東北部クリーンセンターのプラント設備は、川崎重工業株式会社の設計・施工により、各法令等を遵守し安定してごみの処理ができるよう性能発注し、設計・施工された総合プラントである。
本整備は、焼却炉の廃熱ボイラを構成するボイラ水管の補修及び交換を実施するものである。
ボイラ設備は、焼却炉におけるごみの焼却余熱で高温、高圧の蒸気を発生させる設備であり、点検、調整、修理等を行うためには、ボイラ設備の構造、性能、ごみの焼却により発生する熱量及びその制御について正確な知識を必要とするほか、ボイラの水管の肉厚の安全基準など、製造業者が独自に蓄積し、他に公開されていない技術知見が必要不可欠である。
本施設の機器や制御システムの設計及び構成は、プラント建設メーカーのノウハウに基づいた独自技術を用いており、その情報等は公開されていない。
本整備を実施するに当たっては、構成部品の規格、寸法等の情報を保持し、交換・補修する技術を有していることが必要である。
以上の理由により、これらの必要条件を全て満たす者は、設計・施工を行ったプラント建設メーカーの川崎重工業株式会社の1者のみであるため、地方自治法施行令167条の2

第1 項第2 号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-（1）-イ-（イ））により、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8 項「随意契約の理由」に同じ

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市東北部クリーンセンター空気圧縮機設備点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和4年2月15日
- 4 履行期間
令和4年2月16日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院久田町100
株式会社扶洋 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
7,710,164円
- 7 契約内容
京都市東北部クリーンセンターでは、空気圧縮機設備の性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行っている。そのための委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和3年12月（11月30日公告，12月8日開札）に入札を実施したが、応札者がなかった。
このため、予定価格の算出の際に参考見積書を徴取した株式会社扶洋、川崎重工業株式会社及び関西日立株式会社の3者を契約の相手方の候補者として見積依頼を行ったところ、株式会社扶洋から予定価格を超える見積書の提出があり（川崎重工株式会社及び関西日立株式会社は見積辞退）、価格交渉を行った結果、予定価格の制限の範囲内である価格を提示したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン6）に基づき株式会社扶洋を契約の相手方とし随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8項「随意契約の理由」に同じ

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和3年10月29日
- 4 履行期間
令和3年11月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
66,000,000円
- 7 契約内容
ごみ焼却炉設備の性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターのごみ焼却炉設備は完全自動化のため、中央電算室のコンピュータが設備全体の運転状況を把握し、コントロールをしている。
特に自動燃焼装置（ICC）は、製造業者である株式会社クボタが独自に行った試運転情報を基に焼却炉の空気量や関係機器の動作がプログラムされ、独自の専用ソフトウェアにより自動で所定の焼却性能や公害防止性能、発電性能等を発揮できるように機能する総合プラントになっている。
このため、ごみ焼却炉設備の安定稼働維持を目的とした保守管理委託では、総合プラントとしての性能や機能についても保証されなければならないが、本契約の履行には、①機器の構造等に関する技術情報、②各機器の自動運転プログラム等に関する技術情報を有している必要がある。
上記の技術情報等は、本プラントを独自開発した製造業者から事業移管を受けたクボタ環境サービス株式会社のみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市東部山間埋立処分地浸出水処理施設点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日
令和3年11月1日
- 4 履行期間
令和3年11月2日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
42,350,000円
- 7 契約内容
東部山間埋立処分地浸出水処理施設の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

浸出水処理施設は、東部山間埋立処分地において浸出する汚水（浸出水）を法基準以下に処理し、下水道へ放流するための施設であり、処理量は一日当たり約1,000～1,500m³である。浸出水は、多様な有機物質が含まれており、性状が極めて不安定であり、また、降雨により水量が大きく変動し、水質も急激に変化する。当施設は、このような状況に対応し、処理後の浸出水の水質を所定の範囲内に保つ必要がある。

浸出水を処理するためのプラント（機械設備）は、刻々と変化する浸出水原水の流入量や水質に対し、処理量と薬品注入量を総合的に調整する等の高度な性能が要求される。このため、浸出水処理設備は、性能発注方式によって建設しており、プラントメーカー独自のノウハウに基づいて、各装置を製造、構成し、コンピュータープログラムにより制御する等、プラントメーカー独自の特許やノウハウ等を駆使することによって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントとなっている。

浸出水処理の一連のシステムに所要の性能を発揮させるための整備については、プラントメーカーの独自技術に関する知識、情報等を有していることが必要であり、各装置が一体となってその性能を発揮するように調整されており、プラント全体の性能を確保し、性能保証に係る責任の所在を明らかにするためには、基幹部分を一括して、プラントメーカーに整備、調整させることが必要となる。

以上のとおり、本委託業務の実施に当たっては、設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な

技術情報、メーカー独自技術に関する知識、情報等を有していることが不可欠となるが、同情報等は他社には公開されておらず、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがないことから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

なし